

第24回がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会

資料 1

令和 6 年 2 月 21 日

がん診療連携拠点病院等の指定について

厚生労働省 健康・生活衛生局がん・疾病対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. **がん診療連携拠点病院等の制度について**
2. 指定に係る手続きと考え方（案）について
3. 個別医療機関の指定について（案）
 - ✓ 新規指定について
 - ✓ 指定類型変更について
 - ✓ （特例型）の指定更新について
 - ✓ （特例型）への指定類型見直しについて
 - ✓ その他個別審議を要する医療機関について
 - ✓ 拠点病院等の移転について
4. がん医療圏の再編について
5. 参考資料

がん診療連携拠点病院等の種類（令和4年8月 整備指針）

地域がん診療連携拠点病院

- がん医療圏に1カ所整備し、専門的ながん医療の提供、がん診療の連携協力体制の整備、がん患者に対する相談支援及び情報提供を担う。
- 診療体制、診療従事者、診療実績、研修の提供、情報の収集提供体制等について満たすべき要件がある。

都道府県がん診療連携拠点病院

- 都道府県におけるがん医療の質の向上及びがん診療連携協力体制の構築、PDCAサイクルの確保に関し、中心的な役割を果たす。

国立がん研究センター

- 我が国のがん対策の中核的機関として、我が国全体のがん医療を牽引する役割を担う。
- 医師やその他の診療従事者の育成、がん診療等に関する情報の収集、分析等、都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会の開催などが要件化されている。

特定領域がん診療連携拠点病院

- 特定のがんについて、当該都道府県内の最も多くの患者を診療する医療機関を指定する。

地域がん診療病院

- 隣接するがん医療圏のがん診療連携拠点病院との連携を前提にグループとして指定し、がん診療連携拠点病院の無いがん医療圏に1カ所整備する。

拠点病院等（特例型）※地域がん診療連携拠点病院以外は新設

- 地域がん診療連携拠点病院、都道府県がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院のそれぞれの類型において、指定要件の充足状況が不十分であると判断された場合に経過措置的に指定類型を見直す。

※特例型は、指定要件を満たしていない場合に1年の期間を定めて指定される。

がん診療連携拠点病院制度

- 全国どこでも質の高いがん医療を提供することができるよう、がん医療の均てん化を目指して、各都道府県において整備する。
- 都道府県知事が推薦する医療機関を指定の検討会の意見を踏まえて厚生労働大臣が拠点病院等として指定する。

厚生労働省

- がん診療連携拠点病院体制の構築に係る検討を行う
 - がん診療提供体制のあり方に関する検討会
 - がん診療連携拠点病院等の指定要件に関するWG
 - がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会

都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会

- 国立がん研究センターが事務局となり、都道府県がん診療連携拠点病院と連携し、情報収集、共有、評価、広報を行うための都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会（国協議会）を開催する。

都道府県

都道府県がん診療連携協議会

都道府県がん診療連携拠点病院



- 都道府県に原則として1か所整備。
- 都道府県におけるがん対策の中心的な役割を担う。
- 都道府県内のがん診療に係る情報の共有、評価、分析及び発信を行うための都道府県がん診療連携協議会を設置する。

がん医療圏

地域がん診療病院



- がん診療連携拠点病院のないがん医療圏に1か所整備。
- 隣接するがん診療連携拠点病院とグループ指定を受け、連携して専門的な集学的治療を実施する。

がん医療圏

地域がん診療連携拠点病院



- がん医療圏に原則として1か所整備。
- 当該がん医療圏におけるがん医療が適切に提供されるよう努める。
- 専門的ながん医療の提供と連携協力体制を整備し、がん患者に対する相談支援及び情報提供を行う。

連携協力・教育体制



地域の医療機関



歯科医院

連絡・相談支援の体制



介護施設



在宅療養支援診療所

特定領域がん診療連携拠点病院



- 特定のがんについて都道府県内で最も多くの患者を診療する。

各整備指針見直しのスケジュールについて

現状・課題

- 令和4年の整備指針改定を除き、がん対策推進基本計画の見直し期間と拠点病院等の整備指針の見直し期間が異なっていたことから、がん対策推進基本計画で定めたがん医療提供体制に係る取組を、整備指針に反映させるに当たり時間差が生じるという課題があった。
 - ※ がん対策基本法では、少なくとも6年ごとにがん対策推進基本計画に検討を加えることとされている
- 成人のがん診療連携拠点病院制度は開始されてから20年以上が経過し、がん医療提供体制の整備が一定程度進み、制度が作られた当初のような整備指針の頻回の見直しを必要としないと想定される。
- 一方、がんゲノム医療に関しては、技術開発の進展とそれに伴う新規がん遺伝子パネル検査の導入や患者数の増加等による、求められる医療提供体制の変化に応じて、柔軟に整備指針を見直す必要がある。
- 小児がん診療に関しては、小児がん連携病院の指定要件、小児がん拠点病院の数や地域ブロックごとの分布に関する課題について引き続き検討を行う必要がある。

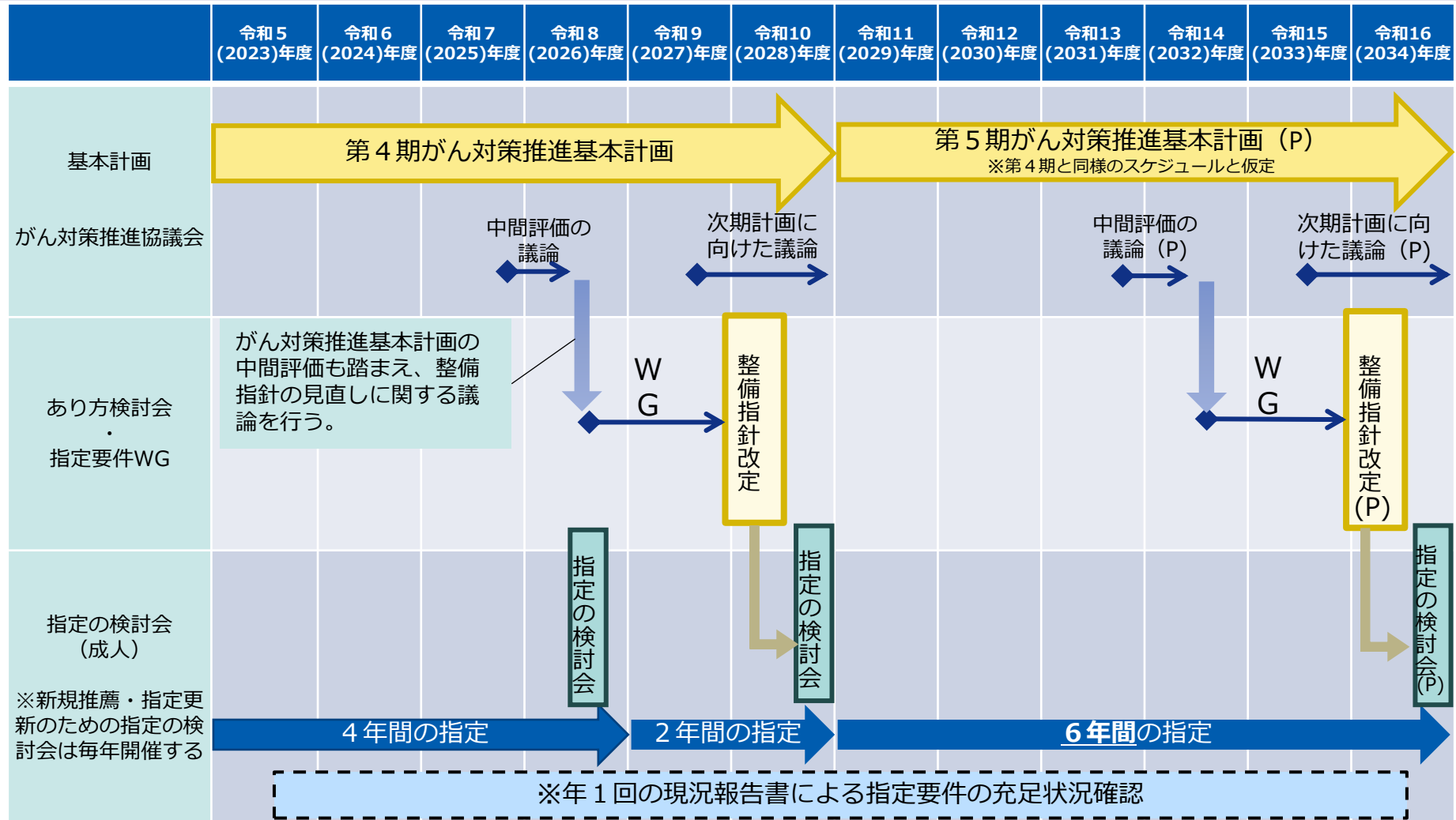
方向性

- がん対策推進基本計画の見直しにおける医療提供体制に係る検討と、がん診療連携拠点病院等の整備指針の改定に係る検討とを連動させて、政策的に一体性を持ったがん医療提供体制の構築を進める観点から、がん診療連携拠点病院等の整備指針見直し期間を6年ごととし、がん対策推進基本計画の見直し期間と一致させる。
- 今後整備指針見直し期間を6年ごととすることを念頭に、次回の見直しは令和10年度（2028年度）を目途とする。
- ゲノムと小児の整備指針については、従来どおり（必要に応じて見直す）とする。

成人の整備指針の今後の見直しスケジュール

整備指針の見直しサイクルを6年間とする場合、拠点病院等の次の指定期間を2年間とし、その後は6年間の指定期間とする。

※その他必要な場合には、適宜見直す。



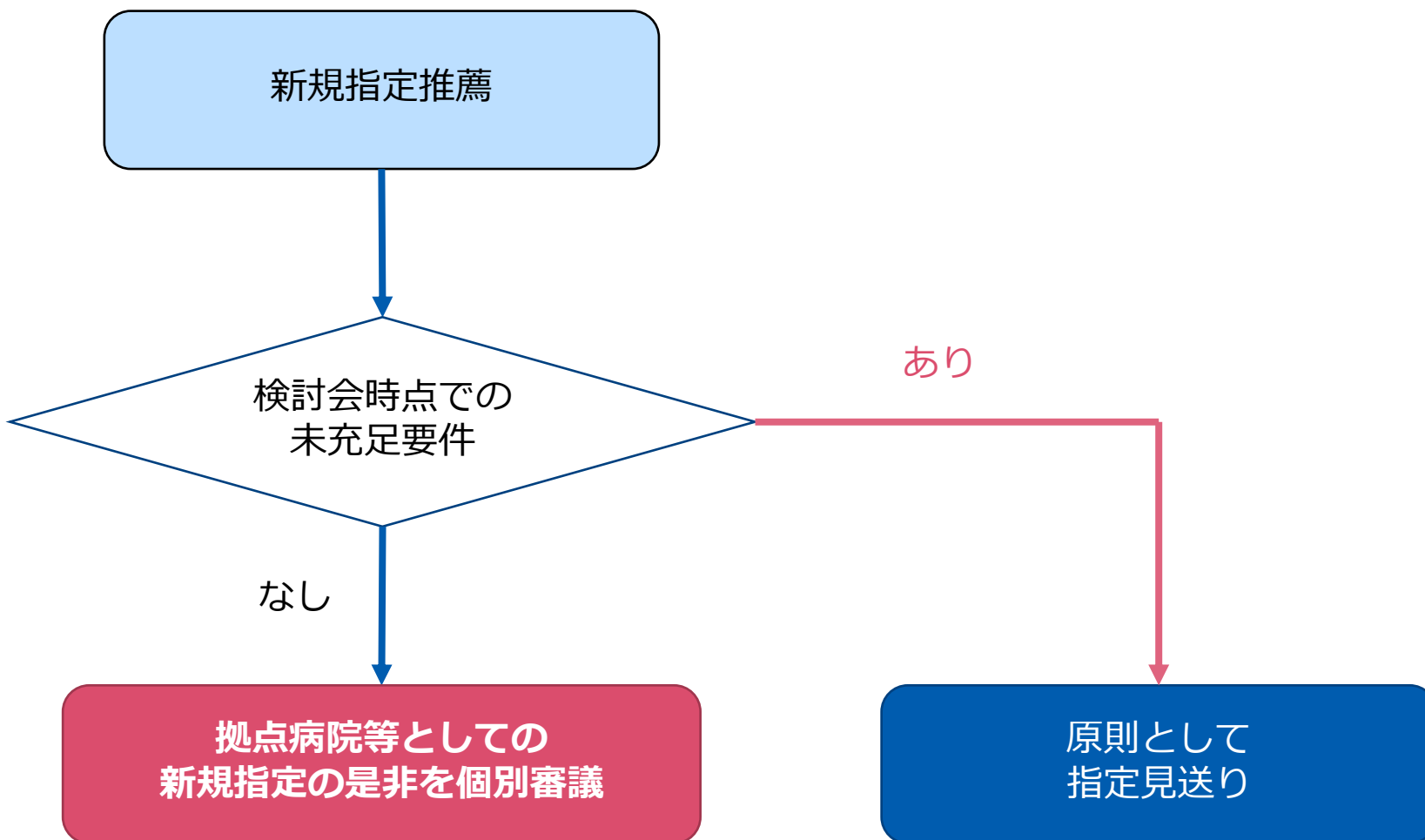
1. がん診療連携拠点病院等の制度について
2. 指定に係る手続きと考え方（案）について
3. 個別医療機関の指定について（案）
 - ✓ 新規指定について
 - ✓ 指定類型変更について
 - ✓ （特例型）の指定更新について
 - ✓ （特例型）への指定類型見直しについて
 - ✓ その他個別審議を要する医療機関について
 - ✓ 拠点病院等の移転について
4. がん医療圏の再編について
5. 参考資料

拠点病院等の指定の手続きについて

- 全ての拠点病院等及び、拠点病院等の新規指定を希望する医療機関は、都道府県を通じて、整備指針に定める指定要件の充足状況を報告する「現況報告書」を厚生労働省へ提出することとなっている。
- 本検討会では、提出された現況報告書等の内容を踏まえ、検討会の開催時点での指定要件の充足状況等を勘案し、指定の可否を検討いただく。
- 拠点病院等に関する都道府県からの推薦類型は、以下のとおり。
 1. 新規指定
 2. 指定類型変更
 3. 指定更新
 - ※令和5年度末に拠点病院等の指定期間が終了する医療機関について、現行類型での指定更新を推薦する。
 4. 現況報告
 - ※令和8年度末まで拠点病院等として指定されている医療機関について、現行類型での指定要件の充足状況を報告する。
 5. 指定辞退
- 各推薦類型の取扱いについて、例年を参考に次頁以降の案としてはどうか。

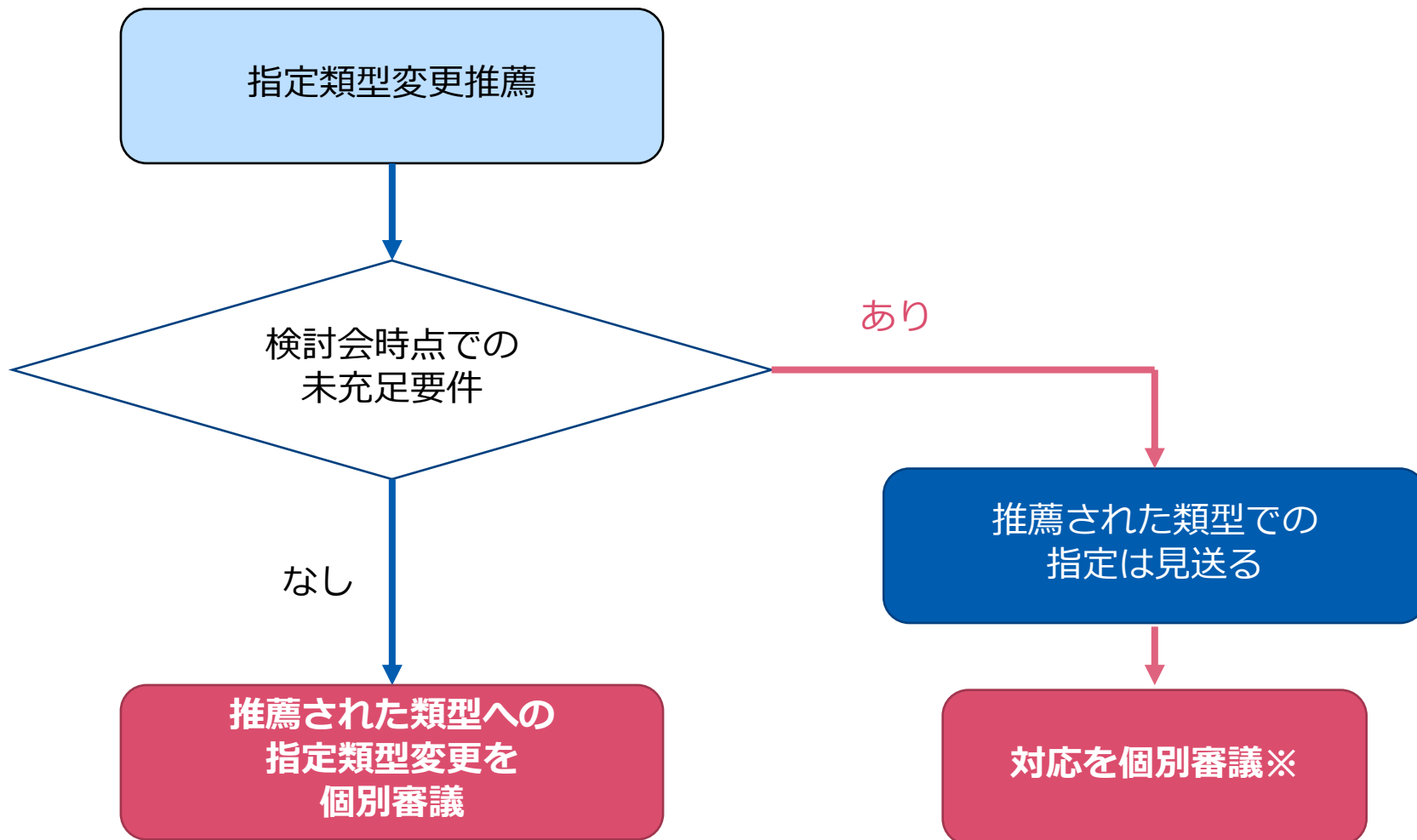
1. 新規指定の場合（案）

検討会時点での必須要件の充足状況を確認し、全ての医療機関について個別に審議する。



2. 指定類型変更の場合（案）

検討会時点での必須要件の充足状況を確認し、全ての医療機関について個別に審議する。



※現行指定類型での指定更新可否又は指定取消について審議

3. 指定更新の場合（案）

検討会時点での必須要件の充足状況を確認し、以下の①②のとおり取り扱う。

① 全ての必須要件を充足している場合は、指定期間を**3年間**※として指定する（個別の審議なし）。

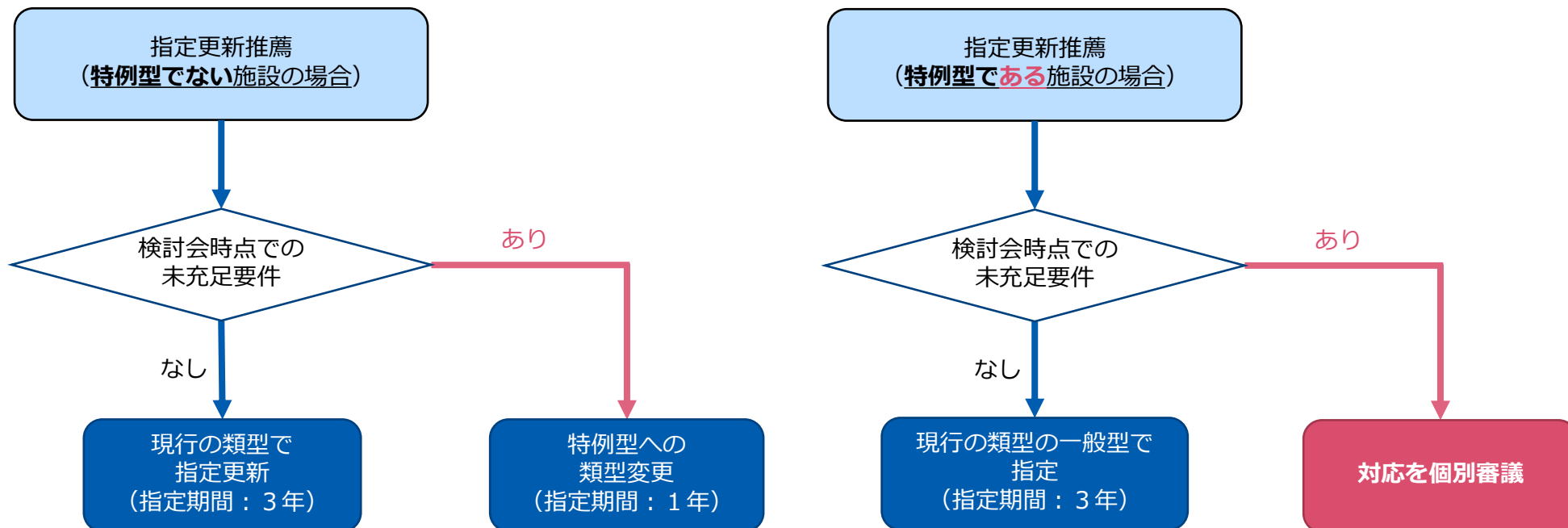
※昨年が4年の指定期間の起点となっているため、残期間の3年指定となる。

② 一つ以上未充足の要件がある場合は、以下のとおり取り扱う。

i. 検討会時点で一般型に指定されている場合には、原則、特例型として指定する（原則として個別の審議なし）。

ii. 検討会時点で特例型に指定されている場合には、指定類型変更又は指定取消について個別に審議する。

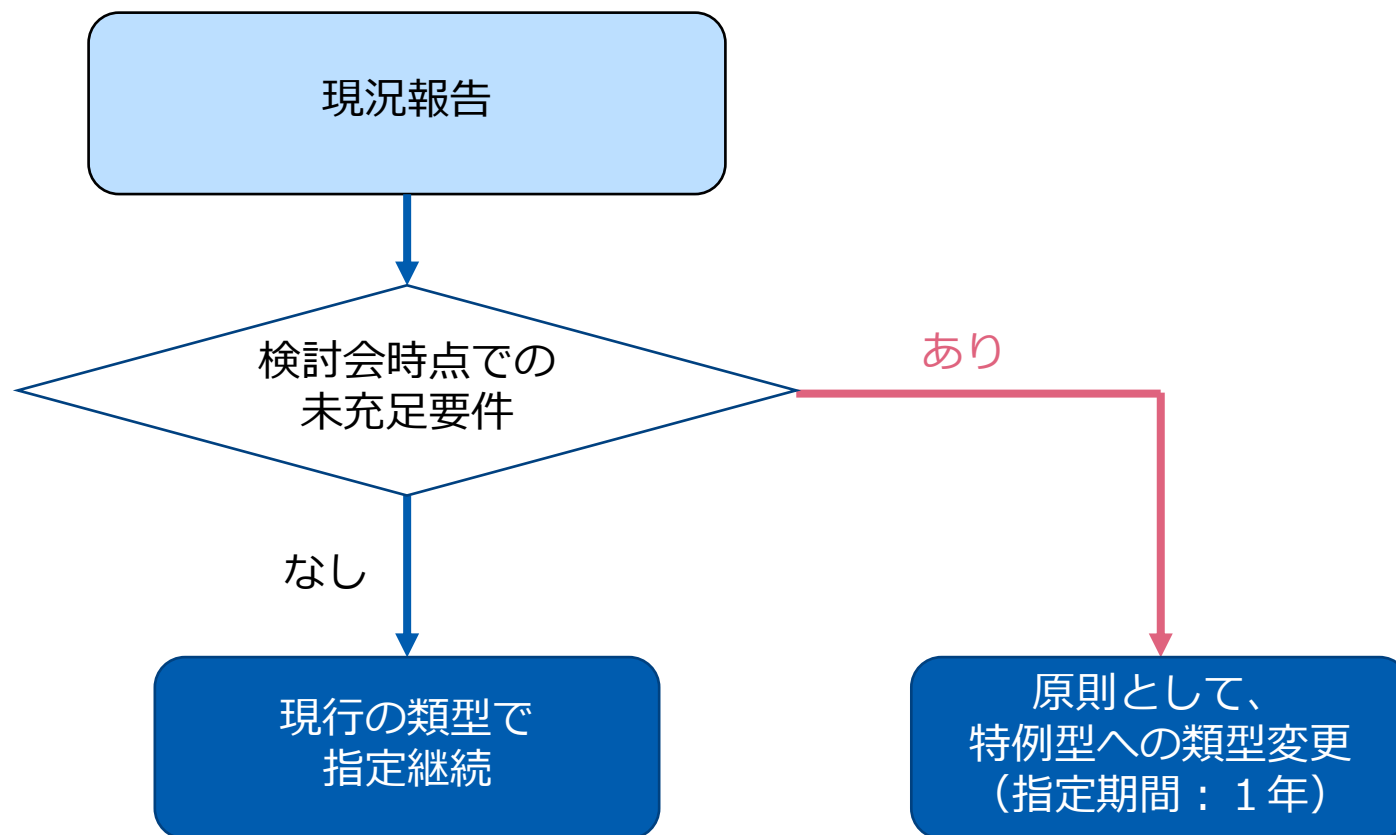
iii. 医療安全上の重大な疑義、意図的な虚偽申告、多数の未充足要件等がある場合には、指定取消について個別に審議する。



4. 現況報告の場合（案）

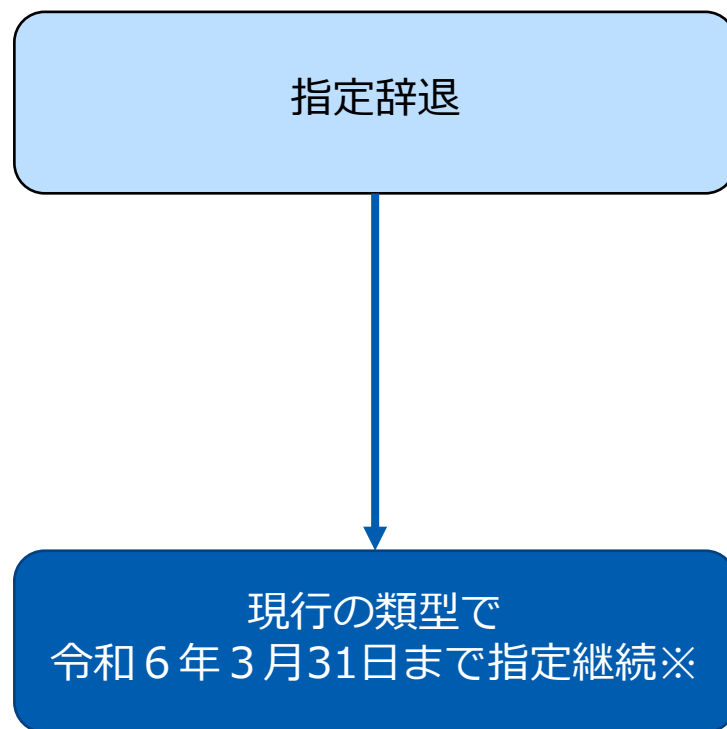
検討会時点での必須要件の充足状況を確認し、以下の①②のとおり取り扱う。

- ① 全ての必須要件を充足している場合は、指定継続する（個別の審議なし）。
- ② 一つ以上未充足の要件がある場合は、以下のとおり取り扱う。
 - i. 原則、特例型として指定する（個別の審議なし）。
 - ii. 医療安全上の重大な疑義、意図的な虚偽申告、多数の未充足要件等がある場合には、指定取消について個別に審議する。



5. 指定辞退の場合（案）

令和6年4月1日以降、拠点病院等の指定の効力を失う（個別に審議なし）。



※令和6年4月1日以降、拠点病院等の指定の効力を失う。

昨年度の指定の検討会で設けた経過措置について

昨年度の指定の検討会で設けた経過措置について、今年度は以下のとおり取り扱ってはどうか。

- 昨年度は、令和4年8月1日付けで、改定した「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」（整備指針）を発出した。
- 令和4年度の現況報告書基準日が令和4年9月1日であり、各医療機関が要件を充足するための準備期間が限られていたことから、特例として、従前の必須要件については令和4年度末までの充足見込み、新規の必須要件については次年度の現況報告書基準日（令和5年9月1日）までの充足見込みがあることをもって、拠点病院等の指定を行う経過措置を設けた。
- 今年度は、改定した整備指針発出から1年以上経過したことから、昨年度の特例的な経過措置は設けず、指定の検討会時点での要件充足状況に基づき、指定の可否を検討してはどうか。

3

1. がん診療連携拠点病院等の制度について
2. 指定に係る手続きと考え方（案）について
3. 個別医療機関の指定について（案）
 - ✓ **新規指定について**
 - ✓ 指定類型変更について
 - ✓ （特例型）の指定更新について
 - ✓ （特例型）への指定類型見直しについて
 - ✓ その他個別審議を要する医療機関について
 - ✓ 拠点病院等の移転について
4. がん医療圏の再編について
5. 参考資料

新規指定推薦（地域がん診療連携拠点病院）

- 5つの医療機関について、地域がん診療連携拠点病院としての新規指定推薦があり、個別の審議対象となる。
- 同一医療圏にすでに拠点病院等があるが、複数整備することも可能であると整備指針で定められており、都道府県からの推薦意見を踏まえて新規指定の是非を検討する。

	都道府県	医療機関名	同一医療圏の拠点病院等	検討会時点での未充足要件
1	福島県	会津中央病院	あり	なし
2	神奈川県	横浜医療センター	あり	なし
3	岐阜県	松波総合病院	あり	なし
4	岡山県	川崎医科大学総合医療センター	あり	なし
5	福岡県	福岡徳洲会病院	あり	相談支援に携わる者の研修の受講

（参考）整備指針 I 2

都道府県拠点病院及び地域拠点病院にあつては、当該都道府県におけるがん診療の質の向上及びがん診療の連携協力体制の整備がより一層図られることが明確である場合には、指定の検討会の意見を踏まえ、複数整備することも可能とする。

令和4年8月1日付け厚生労働省健康局長通知「がん診療連携拠点病院等の整備について」より抜粋

個別審議 1) 会津中央病院（福島県）の新規指定の是非について

会津中央病院の所在する会津・南会津医療圏には、地域がん診療連携拠点病院の竹田総合病院が既に指定されている。福島県からの推薦意見の概要は、以下のとおりである。

- 当該医療圏は、福島県土の約4割を占める当県西部の会津地方に当たり、全国でも有数の豪雪地帯を抱え、圏域の大部分が過疎・中山間地域である。
- 福島県における各医療圏のがん医療の均てん化及び連携強化を促進するためには、がん診療連携拠点病院が比較的充実している医療圏に地域がん診療連携拠点病院を複数指定し、連携体制を構築することが必要である。
- したがって、当該医療圏の地域がん診療連携拠点病院として、既指定の竹田総合病院に加え、会津中央病院を新規指定し、2拠点病院体制を整備し2つの拠点病院で当該医療圏のがん診療を補完する必要がある。
- 令和5年10月23日に福島県がん対策推進審議会を開催したところ「広域であるという福島県の特性を踏まえると、複数の拠点病院が必要である」という意見があった。

- 当該医療機関を、既指定の竹田総合病院に加え、地域がん診療連携拠点病院として指定することとしてはどうか。

個別審議 2) 横浜医療センター（神奈川県）の新規指定の是非について

横浜医療センターの所在する横浜医療圏には、地域がん診療連携拠点病院の横浜市立大学附属病院他 7 施設と都道府県がん診療拠点病院の神奈川県立がんセンターが既に指定されている。神奈川県からの推薦意見の概要は、以下のとおりである。

- 横浜市の人口は約377万人で、神奈川県人口の3分の1以上を占め、全国で最も人口の多い医療圏である。横浜医療圏には現在8か所の地域がん診療連携拠点病院と1か所の都道府県がん診療拠点病院があるが、横浜医療センターのある戸塚区と、隣接する泉区、港南区及び栄区には地域がん診療連携拠点病院はなく、市内において拠点病院の地域偏在が顕著となっている。
- 戸塚区、泉区、港南区、栄区の人口合計は約77万人で、横浜市人口の約20%を占めており、横浜市内に拠点病院の空白地域ができています。
- 横浜医療センターは、令和4年度から「膀胱癌早期発見プロジェクト」を立ち上げ、地域の医療機関との病診連携を推進するほか、脳腫瘍に関しては県下有数の手術症例数を有する。
- 神奈川県がん対策推進審議会において、横浜医療圏内の拠点病院の地域偏在を解消できる等の観点から、横浜医療センターを地域がん診療連携拠点病院に推薦することで合意が得られている。

- 当該医療機関を、既指定の神奈川県立がんセンター他に加え、地域がん診療連携拠点病院として指定することとしてはどうか。

個別審議 3) 松波総合病院（岐阜県）の新規指定の是非について

松波総合病院の所在する岐阜医療圏には、地域がん診療連携拠点病院の岐阜県総合医療センター他 1 施設と都道府県がん診療連携拠点病院の岐阜大学医学部附属病院が既に指定されている。岐阜県からの推薦意見の概要は、以下のとおりである。

- 岐阜圏域に居住するがん患者の 2 割程度が受診しており、他の拠点病院と同等の実績を有している。岐阜圏域では最も南に位置しており、羽島市や笠松町の患者を多く受け入れている。
- 隣接しており、人口が多く拠点病院が 1 ヶ所である西濃圏域の患者も受診しており、増加傾向にあることから、今後も西濃圏域からの需要が見込まれる。
- 松波総合病院はがん温熱療法や手術支援ロボットによる手術等において既にがん診療連携拠点病院や近隣の医療機関からの紹介を受ける連携体制が構築されており、患者の治療選択の幅を広げている。
- 患者の負担軽減となるような医療提供体制の向上に努めており、外来化学療法を金曜日の夜間や土日祝日にできるような体制づくりのほか、がんの治療と生殖機能温存治療を一貫してできるよう、生殖機能温存治療指定医療機関の指定を受ける準備を進めている。
- 以上から既に他の拠点病院と構築した連携体制をより強化し、質の高い医療の提供と均てん化をさらに進めることができるため、松波総合病院を新規指定病院として推薦する。
- 令和 5 年 10 月 23 日に岐阜県がん診療連携拠点病院支援協議会を開催し、委員全員一致により、松波総合病院を地域がん診療連携拠点病院として推薦することが決定した。

- 当該医療機関を、既指定の岐阜大学医学部附属病院他に加え、地域がん診療連携拠点病院として指定することとしてはどうか。

個別審議 4) 川崎医科大学総合医療センター（岡山県）の新規指定の是非について

川崎医科大学総合医療センターの所在する県南東部医療圏には、地域がん診療連携拠点病院の岡山赤十字病院他2施設と都道府県がん診療連携拠点病院の岡山大学病院が既に指定されている。岡山県からの推薦意見の概要は、以下のとおりである。

- 川崎医科大学総合医療センターは平成23年に緩和ケアチームを立ち上げ、がんの積極的治療と専門的な緩和ケアを並行して提供可能なシステムを構築した。平成24年にはがん相談支援センターを開設し、AYA世代、アピアランスケア、妊孕性温存、就労・就学等のがん相談やがんサロンの運営等に取り組んでいる。平成28年の新病院移転を機に、PET/CT、IVR-CT、手術支援ロボット、高精度放射線治療システム等の最新の検査治療機器を整備し、また通院化学療法センターや緩和ケア病棟を開設するなど、安全で質の高い充実したがん医療を提供している。
- 立地的には、岡山市の中心部に位置し、公共交通機関とのアクセスが良いため、岡山市内からの患者を受入れるとともに、県南東部や県北の病院とも連携し、幅広い地域からの患者の受入を行っている。
- 川崎医科大学総合医療センターは、新整備指針において求められる指定要件を満たしているうえ、医療資源が乏しい地域からの患者受け入れに対応しており、県内のがん医療の更なる充実を図るため、今回新たに、県南東部医療圏での新規指定を推薦する。

- 当該医療機関を、既指定の岡山大学病院他に加え、地域がん診療連携拠点病院として指定することとしてはどうか。

個別審議 5) 福岡徳洲会病院（福岡県）の新規指定の是非について

都道府県	医療機関名	同一医療圏の拠点病院等	検討会時点での未充足要件
福岡県	福岡徳洲会病院	あり	相談支援に携わる者の研修の受講

- 福岡徳洲会病院の所在する筑紫医療圏には、地域がん診療病院の福岡大学筑紫病院が既に指定されている。
- 福岡徳洲会病院が検討会時点で未充足である要件は以下のとおり。
 - がん相談支援センターの相談支援に携わる者は、当該都道府県にある都道府県拠点病院が実施する相談支援に携わる者を対象とした研修を受講している。
- 上記の相談支援に携わる者の研修受講については今年度中に要件充足する見込みが立っていない状況である。（令和6年度に充足予定）
- 福岡県からは、福岡大学筑紫病院の指定更新推薦もあり、以下の推薦意見である。なお、福岡大学筑紫病院が地域がん診療病院の必須要件を充足していることは確認済みである。
 - 福岡徳洲会病院が指定されなかった場合は福岡大学筑紫病院の指定更新を希望する。
 - 福岡徳洲会病院が指定された場合は福岡大学筑紫病院の指定更新推薦を取り下げる。

- 以下の理由から、今回の検討会においては、福岡徳洲会病院の新規指定を見送るとともに、福岡大学筑紫病院を指定更新してはどうか。
 - ①福岡徳洲会病院は検討会時点で地域がん診療連携拠点病院の必須要件が未充足である。
 - ②福岡大学筑紫病院は検討会時点で地域がん診療病院の必須要件を充足している。
 - ③福岡県より上記推薦意見が提出されている。

新規指定推薦（地域がん診療病院） 四国中央病院（愛媛県）の新規指定の是非について

1つの医療機関について、地域がん診療病院としての新規指定推薦があった。

都道府県	医療機関名	同一医療圏の 拠点病院等	検討会時点での未充足要件
愛媛県	四国中央病院	なし	なし



- 当該医療機関は以下の①②を満たすため、地域がん診療病院として新規指定してはどうか。
 - ①検討会時点で地域がん診療病院としての全ての要件を充足している。
 - ②同一のがん医療圏に他の拠点病院等が指定されていない。

3

1. がん診療連携拠点病院等の制度について
2. 指定に係る手続きと考え方（案）について
3. 個別医療機関の指定について（案）
 - ✓ 新規指定について
 - ✓ **指定類型変更について**
 - ✓ （特例型）の指定更新について
 - ✓ （特例型）への指定類型見直しについて
 - ✓ その他個別審議を要する医療機関について
 - ✓ 拠点病院等の移転について
4. がん医療圏の再編について
5. 参考資料

指定類型変更について

地域がん診療病院→地域がん診療連携拠点病院

1つの医療機関について、地域がん診療病院から地域がん診療連携拠点病院への指定類型変更の推薦があった。

都道府県	医療機関名	同一医療圏の拠点病院等	検討会時点での未充足要件
宮城県	みやぎ県南中核病院	なし	なし



- 当該医療機関は以下の①②を満たすため、地域がん診療連携拠点病院として指定類型変更してはどうか。
 - ①検討会時点で地域がん診療連携拠点病院としての全ての要件を充足している。
 - ②同一のがん医療圏に他の拠点病院等が指定されていない。

指定類型変更について 地域がん診療連携拠点病院（特例型）→地域がん診療病院

11の医療機関について、地域がん診療連携拠点病院（特例型）から地域がん診療病院への指定類型変更の推薦があった。

	都道府県	医療機関名	同一医療圏の 拠点病院等	検討会時点での未充足要件
1	北海道	王子総合病院	なし	なし
2	岩手県	岩手県立釜石病院	なし	なし
3	岩手県	岩手県立久慈病院	なし	なし
4	岩手県	岩手県立宮古病院	なし	なし
5	岩手県	岩手県立大船渡病院	なし	なし
6	岩手県	岩手県立二戸病院	なし	なし
7	富山県	黒部市民病院	なし	なし
8	滋賀県	彦根市立病院	なし	なし
9	兵庫県	兵庫県立丹波医療センター	なし	なし
10	山口県	周東総合病院	なし	なし
11	大分県	大分県済生会日田病院	なし	なし

• 当該医療機関はいずれも以下の①②を満たすため、地域がん診療病院として指定類型変更してはどうか。

①検討会時点で地域がん診療病院としての全ての要件を充足している。

②同一のがん医療圏に他の拠点病院等が指定されていない。

3

1. がん診療連携拠点病院等の制度について
2. 指定に係る手続きと考え方（案）について
3. 個別医療機関の指定について（案）
 - ✓ 新規指定について
 - ✓ 指定類型変更について
 - ✓ **（特例型）の指定更新について**
 - ✓ その他個別審議を要する医療機関について
 - ✓ **（特例型）への指定類型見直しについて**
 - ✓ 拠点病院等の移転について
4. がん医療圏の再編について
5. 参考資料

（特例型）の指定更新について 地域がん診療病院（特例型）→地域がん診療病院

6つの医療機関について、地域がん診療病院（特例型）から地域がん診療病院への指定更新の推薦があった。当該医療機関はいずれも、未充足要件がなく、かつ同一のがん医療圏に他の拠点病院等が指定されていないため、地域がん診療病院として指定類型変更する。

	都道府県	医療機関名	同一医療圏の 拠点病院等	検討会時点での未充足要件
1	秋田県	平鹿総合病院	なし	なし
2	秋田県	由利組合総合病院	なし	なし
3	長野県	長野県立木曽病院	なし	なし
4	岡山県	高梁中央病院	なし	なし
5	高知県	あき総合病院	なし	なし
6	沖縄県	沖縄県立八重山病院	なし	なし

（特例型）の指定更新について 地域がん診療連携拠点病院（特例型）→地域がん診療連携拠点病院

13の医療機関について、地域がん診療連携拠点病院（特例型）から地域がん診療連携拠点病院への指定更新の推薦があった。検討会時点での未充足要件の無い10の医療機関は指定更新、未充足要件のある3つの医療機関を個別審議対象とする。

	都道府県	医療機関名	同一医療圏の 拠点病院等	検討会時点での未充足要件
1	北海道	帯広厚生病院	なし	なし
2	秋田県	秋田厚生医療センター	なし	なし
3	群馬県	公立藤岡総合病院	なし	なし
4	埼玉県	自治医科大学附属さいたま 医療センター	あり	なし
5	埼玉県	深谷赤十字病院	なし	なし
6	石川県	国民健康保険小松市民病院	あり	なし
7	和歌山県	公立那賀病院	なし	なし
8	岡山県	津山中央病院	なし	なし
9	愛媛県	愛媛大学医学部附属病院	あり	なし
10	熊本県	人吉医療センター	なし	なし
11	山形県	山形県立新庄病院	なし	専従常勤の放射線治療医、病理医の配置
12	岩手県	岩手県立胆沢病院	なし	専従常勤の病理医の配置
13	岩手県	岩手県立中部病院	なし	専従常勤の病理医の配置

（特例型）の指定更新について 地域がん診療連携拠点病院（特例型） → 地域がん診療連携拠点病院

検討会時点での未充足要件がある3つの医療機関は以下である。いずれも未充足要件は専門的な知識及び技能を有する医師の配置に係る要件であり、都道府県の推薦意見を踏まえて個別審議する。

	都道府県	医療機関名	同一医療圏の拠点病院等	検討会時点での未充足要件
1	山形県	山形県立新庄病院	なし	専従常勤の放射線治療医、専従常勤の病理医の配置
2	岩手県	岩手県立胆沢病院	なし	専従常勤の病理医の配置
3	岩手県	岩手県立中部病院	なし	専従常勤の病理医の配置

（参考）整備指針 I 2

ク「がん診療連携拠点病院等の整備について」（平成30年7月31日付け 健発0731第1号厚生労働省健康局長通知）において2022年3月31日まで認めていた、当該医療圏の医師数が概ね300人を下回る場合における専門的な知識及び技能を有する医師の配置に関する特例は原則として認めない。ただし、地域における医療体制に大きな影響がある場合については、都道府県全体の医療体制の方針等を踏まえて、指定の検討会において個別に判断する。

令和4年8月1日付け厚生労働省健康局長通知「がん診療連携拠点病院等の整備について」より抜粋

個別審議 1) 山形県立新庄病院 (山形県)

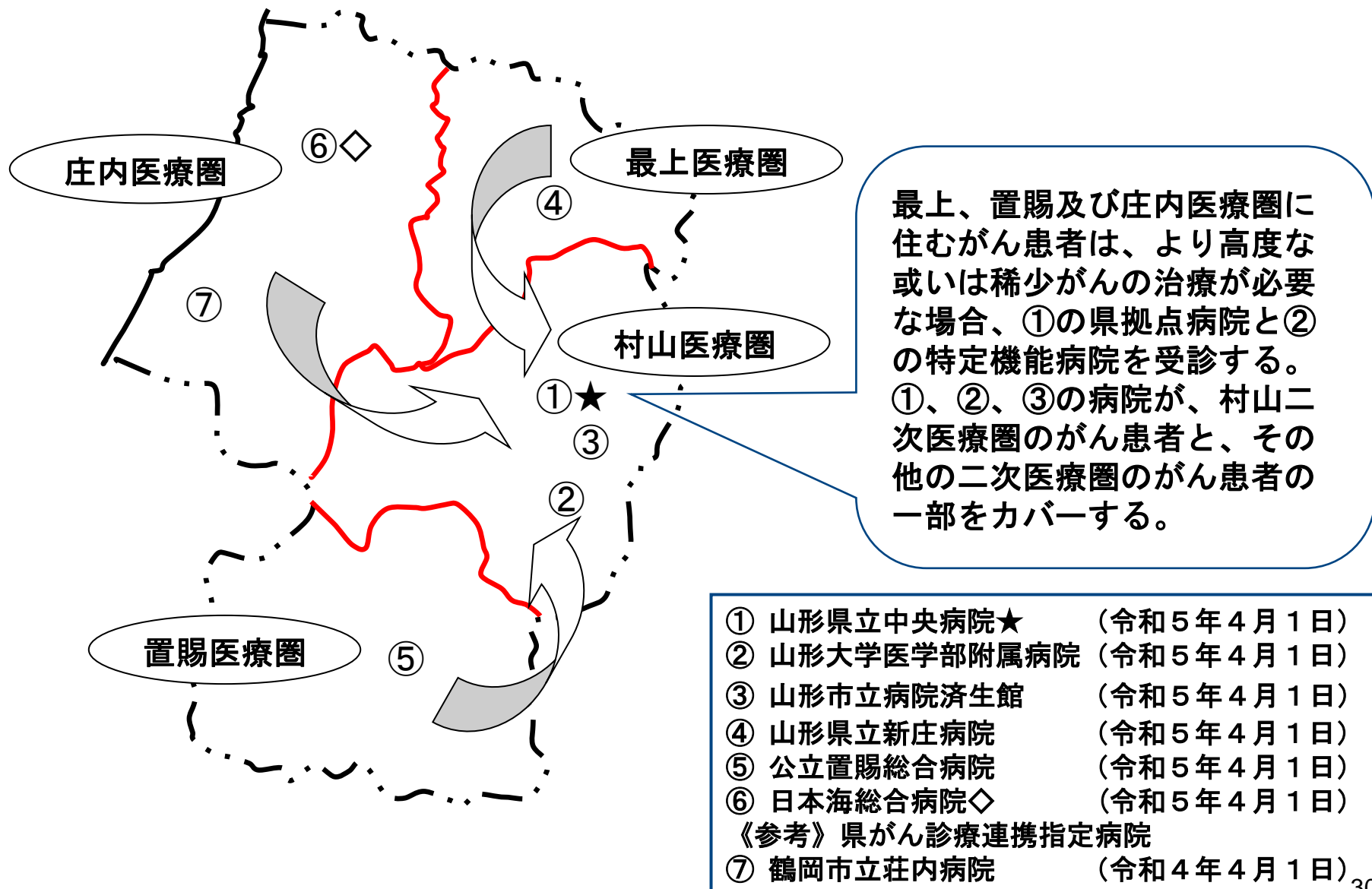
山形県立新庄病院の必須要件未充足状況を踏まえ、指定更新についてどう考えるか。

都道府県	医療機関名	同一医療圏の 拠点病院等	検討会時点での未充足要件
山形県	山形県立新庄病院	なし	専従常勤の放射線治療医、専従常勤の病理医の配置

(補足)

- 当該医療機関が位置する最上医療圏は、医師数が概ね300人を下回る医療圏に該当する。また、最上医療圏には、検討会時点において、当該医療機関以外の拠点病院等は指定・推薦されていない。
- 当該医療機関は、専従常勤の放射線治療医及び専従常勤の病理医について、配置時期の見込みは立っていない。なお、検討会時点で上記以外に未充足となっている必須要件はない。
- 山形県立新庄病院は、同一医療圏に拠点病院等が存在せず、地域がん診療病院の必須要件を満たしていることを確認済みである。山形県からは指定の検討会の結果、地域がん診療病院への類型変更が適切と判断された場合は、地域がん診療病院への類型変更推薦を行う意向を確認している。

山形県令和5年9月1日現在の医療圏の状況と指定状況



山形県からの推薦意見について

山形県からの推薦意見の概要は以下のとおり。

- 山形県立新庄病院のある最上地域は、周囲を山に囲まれた豪雪地で、高齢患者にとっては移動が特に困難な地域であるため、地域内の医療機関と拠点病院との連携、特に緩和ケアや在宅医療などにおいて、将来を見据えた地域医療体制の構築が必要とされている地域である。また、人口も人口当たりの医師数からみても規模の小さい医療圏（人口10万人当たり医師数が148人）で、常勤医の確保が特に困難な医療圏である。このような医療圏において、当該医療機関は最上地域唯一の中核病院で、一次から三次医療までの大部分が完結している。
- このような状況にあって、更新がなされないことになれば、地域住民等の信頼性の低下、地域医療への安心感の喪失といった側面から、結果として専門医等の医療資源の流出及びそれに伴う患者の減少といった負の連鎖が生じるとともに、診療報酬加算の減少による病院経営の悪化をもたらし、当該医療圏の住民への医療提供体制の確保に著しい影響を与えるばかりか維持を図ることも困難になることが懸念される。
- 当該病院の病理医は、山形大学医学部の専門医が週に3日、定期的に勤務しているほか、同大学との連携により術中迅速検査や術後急変対応などもオンラインによる遠隔診断などで対応可能な体制となっている。放射線治療医も、山形大学医学部の専門医が週に2日から3日定期的に勤務しており、外来患者や入院患者の放射線治療を行っている。非常勤ではあるものの、最上医療圏の患者について必要な診断や治療を高いレベルで実施しており、山形大学医学部の専門医が継続して診断、治療にあたるよう環境整備に努めるとともに、オンラインや対面を組み合わせたカンファレンスや研修会の開催についても、引き続き、推進していく。本県では、当該病院の行うがん診療連携拠点病院等機能強化事業に補助し、がん診療の質の向上を図っている。
- 県では、医師確保対策として、山形県医師修学資金貸与制度を設け、キャリア形成を図りながら医師少数区域等での勤務が可能となるよう当該制度の見直しを行うなど、医師確保に取り組んでいる。
- 山形県立新庄病院は充足していない要件があるが、最上地域唯一の基幹病院でもあり、本県としては、これまで地域のがん医療の中核的な役割を果たしてきたこと、また、令和5年10月の移転開院に伴い、緩和ケア内科やがん相談のほか入退院支援等を行う総合患者サポートセンターが新設されるなど、がん医療の提供体制が強化されたことから、地域がん診療連携拠点病院として指定更新されることをお願いしたい。

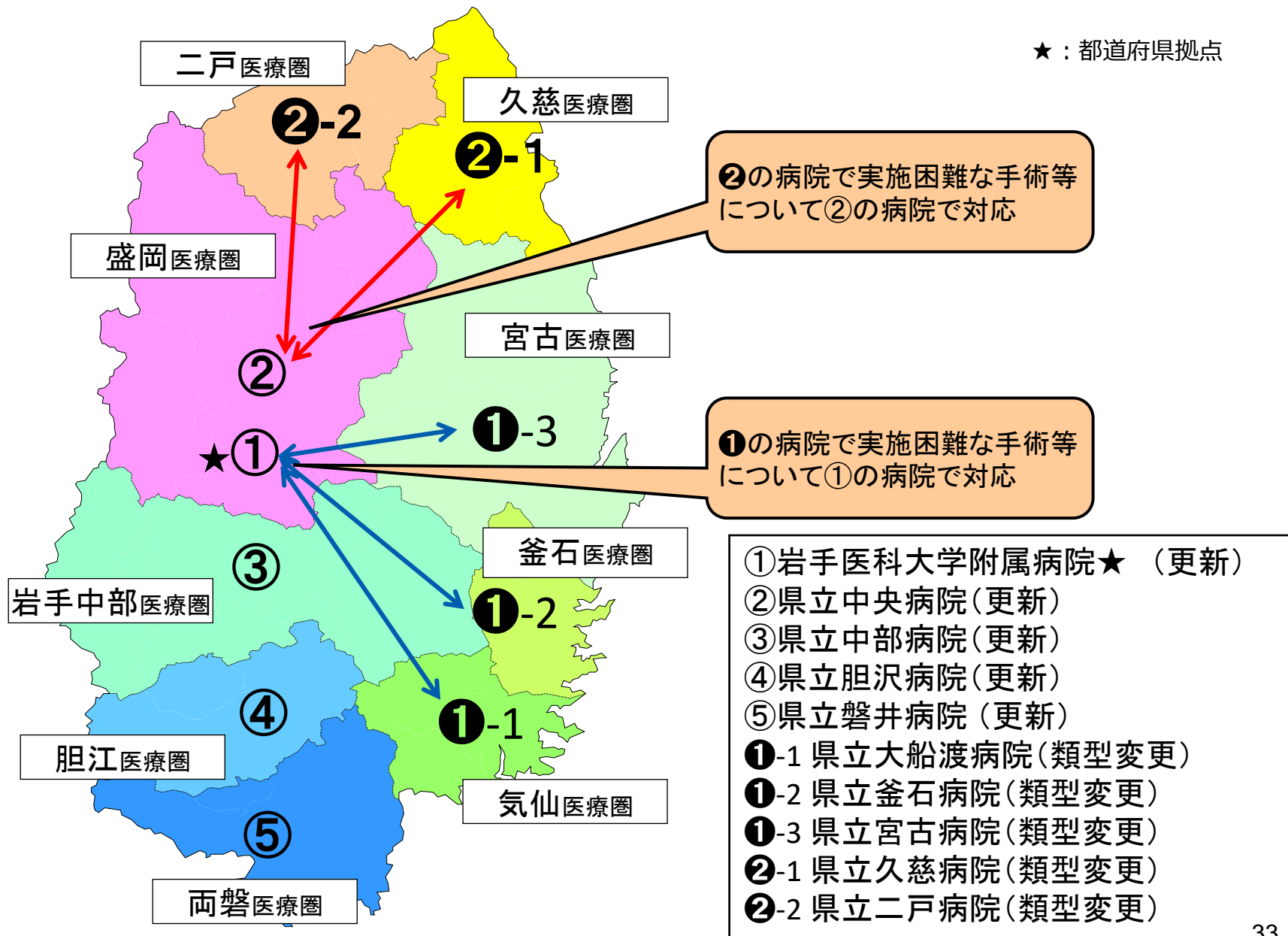
個別審議 2・3) 岩手県立胆沢病院と岩手県立中部病院（岩手県）

岩手県立胆沢病院と岩手県立中部病院の必須要件未充足状況を踏まえ、指定更新についてどう考えるか。

都道府県	医療機関名	同一医療圏の拠点病院等	検討会時点での未充足要件
岩手県	岩手県立胆沢病院	なし	専従常勤の病理医の配置
岩手県	岩手県立中部病院	なし	専従常勤の病理医の配置

(補足)

- 当該医療機関が位置する医療圏（胆沢病院：胆江医療圏、中部病院：岩手中部医療圏）は、いずれも医師数が概ね300人を下回る医療圏に該当する。また、両医療圏とも、検討会時点において、当該医療機関以外の拠点病院等は指定・推薦されていない。
- 当該医療機関は、専従常勤の病理医について、配置時期の見込みは立っていない。なお、検討会時点で上記以外に未充足となっている必須要件はない。
- 岩手県立胆沢病院と岩手県立中部病院は、同一医療圏に拠点病院等が存在せず、地域がん診療病院の必須要件を満たしていることを確認済みである。岩手県からは指定の検討会の結果、地域がん診療病院への類型変更が適切と判断された場合は、地域がん診療病院への類型変更推薦を行う意向を確認している。



岩手県からの推薦意見について

岩手県からの推薦意見の概要は以下のとおり。

- 岩手県は、医師偏在指標で全国最下位の医師少数県であり、広大な県土を少ない医師でカバーしている。
- 本県は医師全般が不足しており、地域拠点病院であることが大学からの医師派遣等の大きな要素であり、地域拠点病院でなくなった場合、医師確保がこれまで以上に困難になり（医師派遣の縮小等）、盛岡以外の圏域の医師が減少し、偏在が大きくなる恐れがある。また、仮に地域拠点病院に指定されない場合、診療報酬や医師確保など病院の経営に影響を与え、医療機器の整備ができず、地域の住民へ高度な医療の提供ができなくなる恐れがある。
- 県立中部病院及び県立胆沢病院の病理診断は、2病院とも週3回非常勤の医師が勤務しているほか、遠隔病理診断によりがん医療を提供している。当該2病院の非常勤医師は岩手医科大学からの派遣であり、また、遠隔病理診断の送り先（診断の依頼先）は、主に同大学で、信頼関係が構築されており、必要な都度コンサルできている。また、平成8年には病理診断医不足対策として、全国に先駆けて県立病院と同大学との間で遠隔病理診断システムが構築され、これまで遠隔病理診断の経験が蓄積されており、地域拠点病院における診断の質と遜色ないと考える。
- 岩手県内の医療施設で病理診断に従事する医師は16名（令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計）、専従常勤の病理診断医が配置されているのは、岩手医大附属病院（6名）及び県立中央病院（7名）の2病院となっている。専従常勤の病理診断医は、令和6年度早期に配置すべく、中央病院から中部、胆沢病院に常勤配置できるように県立病院間で調整を行う。奨学金養成医師の義務履行では、病理診断医は地域拠点病院のみの勤務とする配置ルールを検討しており、病理診断医の確保及び義務履行による安定した配置を進める。
- 病理診断医の配置に向けた取組を強化していくが、地域拠点病院に指定されない場合、本県の医療提供体制に大きな影響があることから、本県の実情も御理解のうえ、当該2病院を地域拠点病院として指定いただきたい。

（特例型）の指定更新について 都道府県がん診療連携拠点病院（特例型） → 都道府県がん診療連携拠点病院

3つの医療機関について、都道府県がん診療連携拠点病院（特例型）から都道府県がん診療連携拠点病院への指定更新の推薦があった。当該医療機関はいずれも、未充足要件がないため、都道府県がん診療連携拠点病院として指定更新する。

	都道府県	医療機関名	同一医療圏の 拠点病院等	検討会時点での未充足要件
1	山形県	山形県立中央病院	なし	なし
2	滋賀県	滋賀県立総合病院	なし	なし
3	愛媛県	四国がんセンター	あり	なし

3

1. がん診療連携拠点病院等の制度について
2. 指定に係る手続きと考え方（案）について
3. 個別医療機関の指定について（案）
 - ✓ 新規指定について
 - ✓ 指定類型変更について
 - ✓ （特例型）の指定更新について
 - ✓ **（特例型）への指定類型見直しについて**
 - ✓ その他個別審議を要する医療機関について
 - ✓ 拠点病院等の移転について
4. がん医療圏の再編について
5. 参考資料

（特例型）への指定類型見直しについて

3つの医療機関について、地域がん診療連携拠点病院として指定されているが、指定の検討会時点で未充足要件があった。当該医療機関は指定の検討会時点で未充足要件があるため、地域がん診療連携拠点病院（特例型）として指定類型の見直しを行う。

	都道府県	医療機関名	同一医療圏の拠点病院等	検討会時点での未充足要件
1	北海道	釧路労災病院	あり	専従常勤の病理医の配置
2	岩手県	岩手県立磐井病院	なし	専従常勤の病理医の配置
3	大阪府	大阪南医療センター	あり	専従常勤の放射線治療医の配置

3

1. がん診療連携拠点病院等の制度について
2. 指定に係る手続きと考え方（案）について
3. 個別医療機関の指定について（案）
 - ✓ 新規指定について
 - ✓ 指定類型変更について
 - ✓ （特例型）の指定更新について
 - ✓ （特例型）への指定類型見直しについて
 - ✓ **その他個別審議を要する医療機関について**
 - ✓ 拠点病院等の移転について
4. がん医療圏の再編について
5. 参考資料

その他個別審議を要する医療機関について

- 検討会時点で未充足要件があるが、整備指針Ⅱ 2（2）①クに基づく都道府県申請があり、指定更新の推薦がされた1つの医療機関について、個別審議の対象となる。
- 当該医療機関は地域がん診療連携拠点病院であり、指定の検討会時点で未充足要件があるため、地域がん診療連携拠点病院（特例型）としてはどうか。

都道府県	医療機関名	同一医療圏の拠点病院等	検討会時点での未充足要件
広島県	市立三次中央病院	なし	専従常勤の放射線治療医の配置

（補足）

- 当該医療機関が位置する備北医療圏は、医師数が概ね300人を下回る医療圏に該当する。また、備北医療圏には、検討会時点において、当該医療機関以外の拠点病院等は指定・推薦されていない。
- 当該医療機関は、専従常勤の放射線治療医について、配置時期の見込みは立っていない。なお、検討会時点で上記以外に未充足となっている必須要件はない。
- 広島県からは地域における医療体制に大きな影響があるとして、地域がん診療連携拠点病院としての指定更新の推薦があった。

整備指針Ⅰ 2

ク「がん診療連携拠点病院等の整備について」（平成30年7月31日付け 健発0731第1号厚生労働省健康局長通知）において2022年3月31日まで認めていた、当該医療圏の医師数が概ね300人を下回る場合における専門的な知識及び技能を有する医師の配置に関する特例は原則として認めない。ただし、地域における医療体制に大きな影響がある場合については、都道府県全体の医療体制の方針等を踏まえて、指定の検討会において個別に判断する。

令和4年8月1日付け厚生労働省健康局長通知「がん診療連携拠点病院等の整備について」より抜粋

ネットワーク型がんセンター (①★、②、③、④)

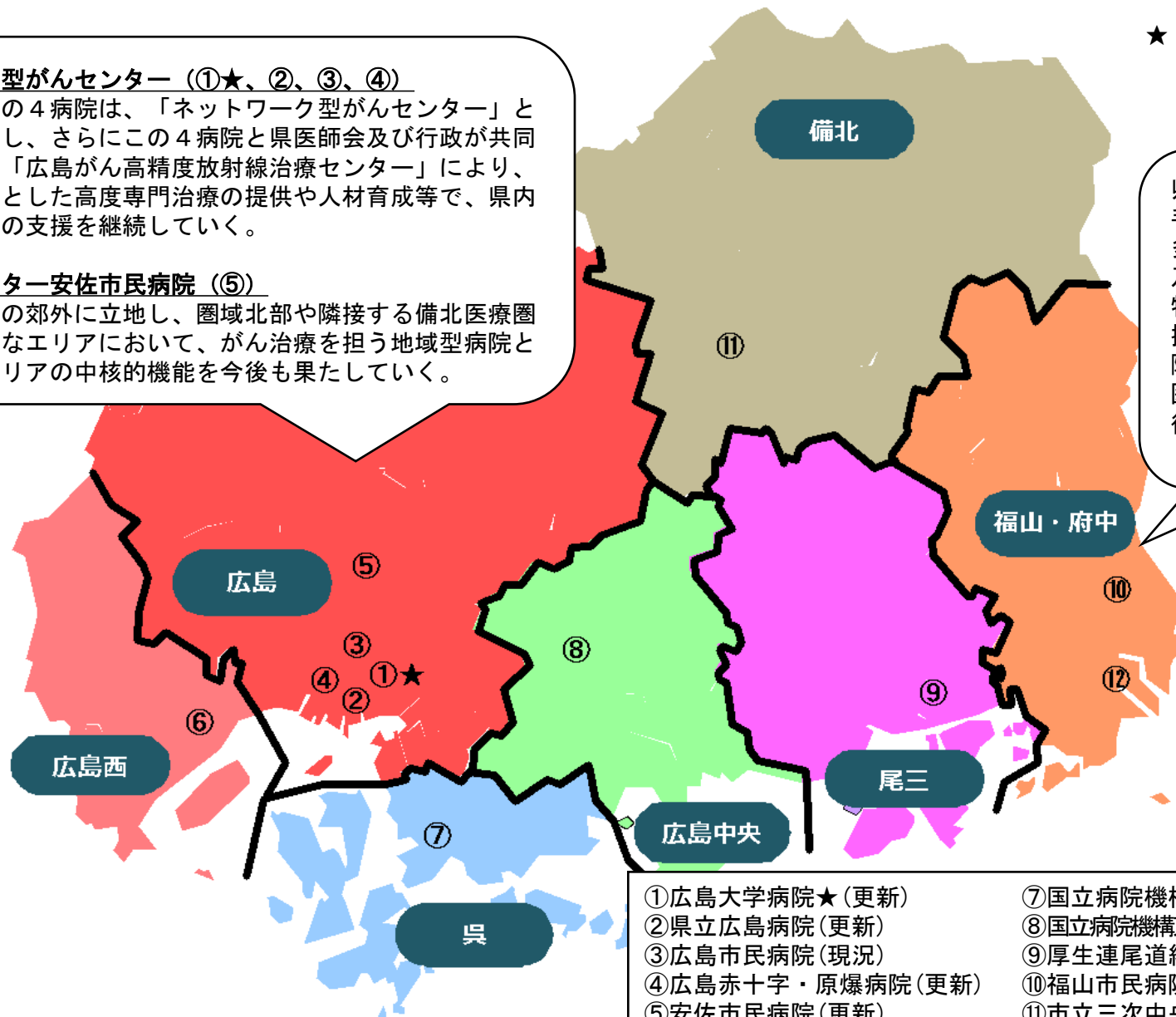
広島医療圏の4病院は、「ネットワーク型がんセンター」として機能分担し、さらにこの4病院と県医師会及び行政が共同運営している「広島がん高精度放射線治療センター」により、県全体を対象とした高度専門治療の提供や人材育成等で、県内の医療機関への支援を継続していく。

北部医療センター安佐市民病院 (⑤)

広島市北部の郊外に立地し、圏域北部や隣接する備北医療圏も含めた広範なエリアにおいて、がん治療を担う地域型病院として、当該エリアの中核的機能を今後も果たしていく。

★：都道府県拠点

県東部地域において手術症例数等が最も多い⑩と、小児がん及び婦人科系がんに特長があり、患者支援にも積極的な⑫が、隣接県も含めた広範囲の患者のニーズに役割分担をして対応していく。



- | | |
|-----------------|----------------------|
| ①広島大学病院★(更新) | ⑦国立病院機構呉医療センター(現況) |
| ②県立広島病院(更新) | ⑧国立病院機構東広島医療センター(現況) |
| ③広島市民病院(現況) | ⑨厚生連尾道総合病院(現況) |
| ④広島赤十字・原爆病院(更新) | ⑩福山市民病院(更新) |
| ⑤安佐市民病院(更新) | ⑪市立三次中央病院(更新) |
| ⑥厚生連広島総合病院(更新) | ⑫国立病院機構福山医療センター(更新) |

広島県からの推薦意見について

広島県からの推薦意見の概要は以下のとおり。

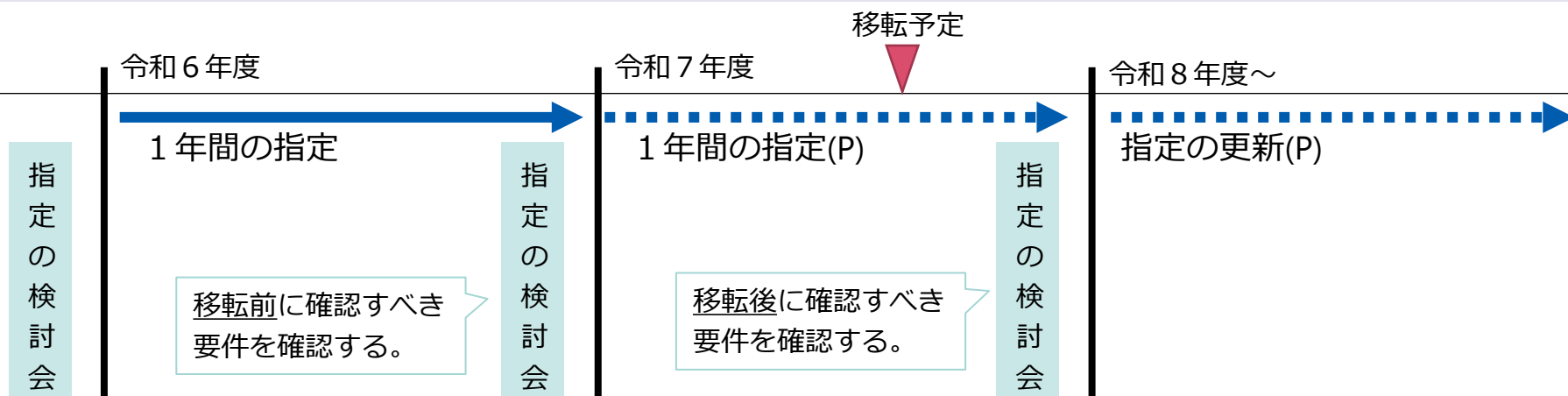
- 備北医療圏は、中山間地域であり、死因別死亡率の総数は悪性新生物が最も高くなっている。また、高齢者の割合も年々増加しており、全国・広島県の増加率を上回る医療圏であり、入院においては8割弱の方が65歳以上の高齢者であり、外来においても6割弱の方が65歳以上の高齢者となっている（令和2年度時点）。
- 現在、高齢者の方々は生活圏の中でがん診療および治療が行えており、備北医療圏に居住する市民及び地元医師会からも、引き続き地域がん診療連携拠点病院としての機能を有する病院であってほしいと期待されている。
- 更に、備北医療圏の中核都市である三次市から広島医療圏の地域がん診療連携拠点病院へ公共交通機関にて通院する場合2時間近くかかるため、備北医療圏唯一の地域がん診療連携拠点病院である当院でがん診療および治療が行えないとなると、周辺地域を含む備北医療圏に居住する市民に多大なる影響を及ぼすことが容易に想定される。
- 令和5年6月1日以降、広島大学医局による医師の引き上げにより、当該指定要件を満たせていない状況である。
- 現在、放射線治療の実施にあたっては、非常勤の放射線治療専門医師をはじめ、がん放射線療法看護認定看護師、放射線治療品質管理士・放射線治療専門放射線技師の資格を有する放射線技師、医学物理士などの専門職種を配置することにより、質の高い医療の維持に努めているところである。
- また、備北二次医療圏内では唯一放射線治療を行うことができる当該医院は、今後の継続的な放射線治療医の配置を見込んで放射線治療機器の入れ替えを行い、令和4年4月から新しい放射線治療機器により放射線治療を行っているところであるが、令和5年6月1日以降、予定外の広島大学医局人事による医師の引き上げに伴い、非常勤の放射線治療医の配置となっている。

3

1. がん診療連携拠点病院等の制度について
2. 指定に係る手続きと考え方（案）について
3. 個別医療機関の指定について（案）
 - ✓ 新規指定について
 - ✓ 指定類型変更について
 - ✓ （特例型）の指定更新について
 - ✓ （特例型）への指定類型見直しについて
 - ✓ その他個別審議を要する医療機関について
 - ✓ **拠点病院等の移転について**
4. がん医療圏の再編について
5. 参考資料

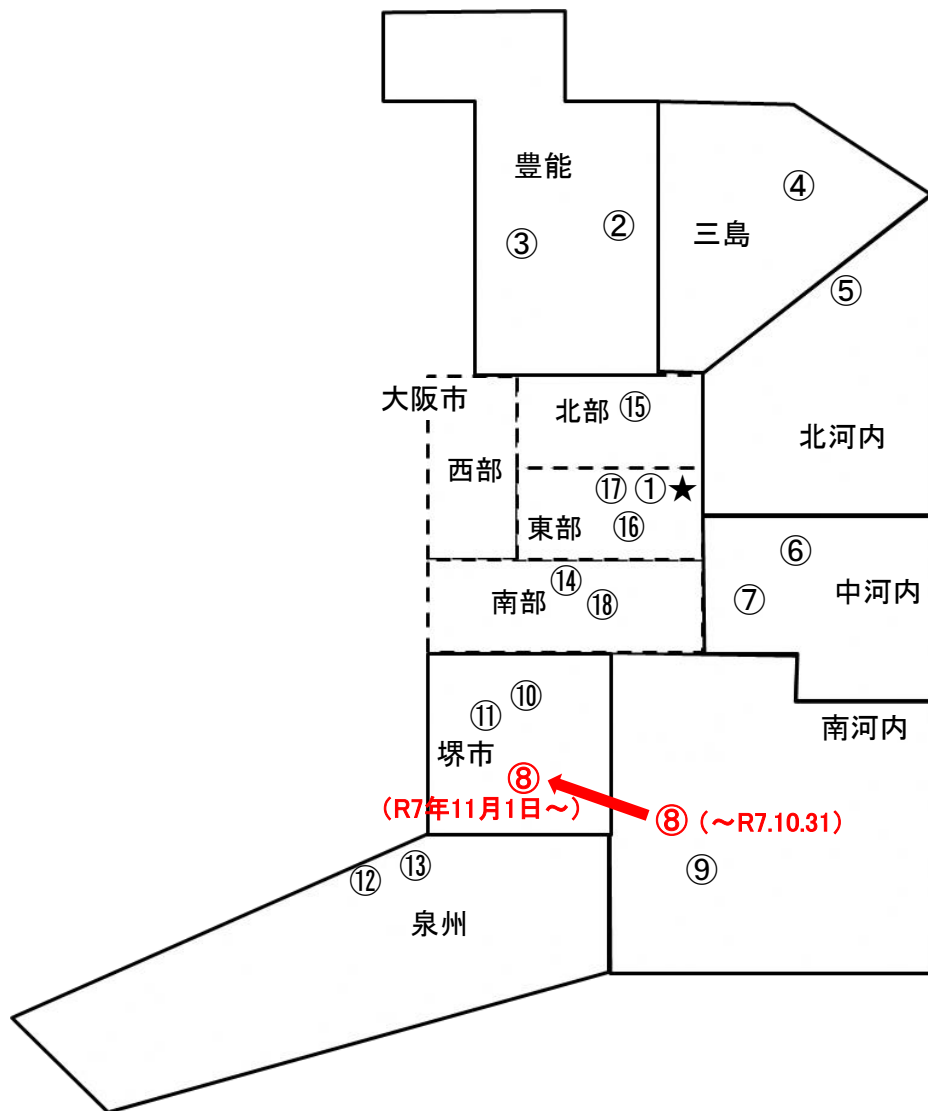
拠点病院等の移転について

- 大阪府より近畿大学病院の医療圏をまたぐ移転（令和7年11月予定）について、整備指針に基づき届出があった。
- 今年度は1年間を指定期間として、来年度の移転前の指定の検討会において、以下の要件について確認し、充足している場合には、移転後も含めた1年間を指定期間としてはどうか。
 - 移転後も全ての指定要件を充足する見込みについて
 - 移転後の診療実績の見込みの詳細について
 - 移転元と移転先のがん医療圏の患者受療動向への影響を含めたがん診療提供体制の詳細について
- 仮に、上記のとおり、来年度の指定の検討会で1年間の指定を行った場合は、2年後の移転後の指定の検討会において、以下の要件について確認し、指定の更新を行ってはどうか。
 - 移転後の指定要件の充足状況について
 - 移転後の診療実績の詳細について



(参考) 近畿大学病院の移転について (大阪府提出資料)

【大阪府 現在の医療圏の状況と指定状況及び今後の移転予定】



<近畿大学病院の特色>

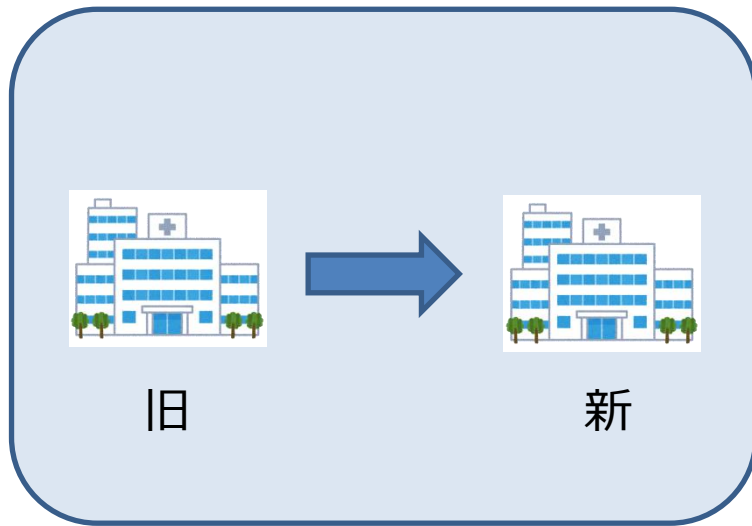
- ・大阪府南部唯一の大学病院
- ・ほぼすべてのがん診療に対応しているほか、がんゲノム医療拠点病院として指定を受け、複数のがんゲノム医療連携病院の重要な連携先となりがんゲノム医療にも貢献
- ・設置当初から多くの堺市南部在住のがん患者を診療しており、現在も同院が受け入れているがん患者の約3割が堺市在住

- ①大阪国際がんセンター★ (都道府県拠点)
- ②大阪大学医学部附属病院
- ③市立豊中病院
- ④大阪医科大学附属病院
- ⑤関西医科大学附属病院
- ⑥市立東大阪医療センター
- ⑦八尾市立病院
- ⑧近畿大学病院**

※R7年11月1日に南河内医療圏から堺市医療圏へ移転予定

- ⑨大阪南医療センター
- ⑩大阪労災病院
- ⑪堺市立総合医療センター
- ⑫市立岸和田市民病院
- ⑬和泉市立総合医療センター
- ⑭大阪公立大学医学部附属病院
- ⑮大阪市立総合医療センター
- ⑯大阪赤十字病院
- ⑰大阪医療センター
- ⑱大阪急性期・総合医療センター

(参考) 移転・分離・統合の際の方針①

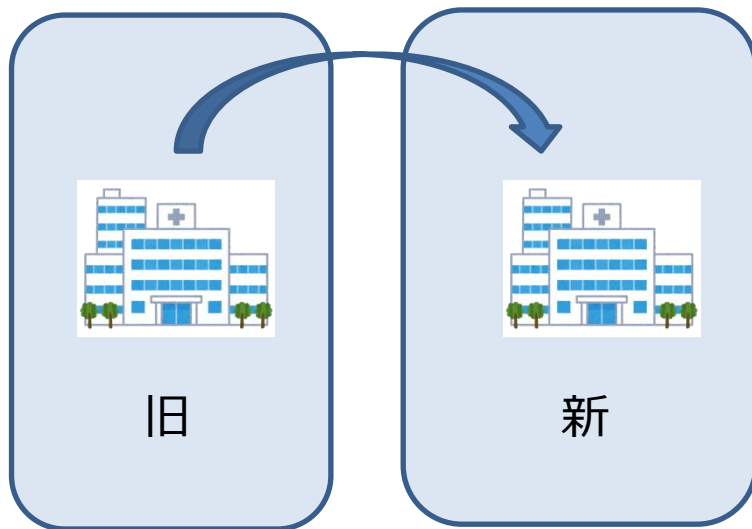


① 既指定病院が同一医療圏内で移転する場合

- 都道府県にて診療提供体制に問題ないか確認の上、厚生労働省に届出を求める。
- 更新の場合、診療実績については新旧合算することを認める。

② 同一医療圏内で移転した病院を新規推薦する場合

- 診療実績については新旧合算することを認める。
- 新規推薦については移転した次年度より受け付ける。



③ 既指定病院が医療圏をまたいで移転する場合

- 現在の指定については原則継続を認めない。
- 患者の受療状況等、地域の状況によっては個別に検討する。
- 新規推薦をする場合は新病院のみの診療実績で検討する。

④ 医療圏をまたいで移転した病院を新規推薦する場合

- 新規推薦をする場合は新病院のみの実績で検討する。

1. がん診療連携拠点病院等の制度について
2. 指定に係る手続きと考え方（案）について
3. 個別医療機関の指定について（案）
 - ✓ 新規指定について
 - ✓ 指定類型変更について
 - ✓ （特例型）の指定更新について
 - ✓ （特例型）への指定類型見直しについて
 - ✓ その他個別審議を要する医療機関について
 - ✓ 拠点病院等の移転について
4. **がん医療圏の再編について**
5. **参考資料**

がん医療圏の再編について

現状・課題

- 今年度、都道府県においては都道府県がん対策推進計画の策定や医療計画の見直しが行われており、令和6年度は見直し後の医療計画に基づくがん医療圏の再編が行われる場合がある。
- 整備指針において拠点病院等はがん医療圏毎に整備するものとしており、がん医療圏の再編に伴い、指定に当たっての条件を満たさなくなるケースが発生する可能性がある。

(整備指針 I-2)

都道府県は、(略)、都道府県拠点病院を1カ所、都道府県が医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4に基づく医療計画にて定めるがん医療圏毎にがん診療連携拠点病院を1カ所、それぞれ整備するものとする。ただし、都道府県拠点病院及び地域拠点病院にあっては、当該都道府県におけるがん診療の質の向上及びがん診療の連携協力体制の整備がより一層図られることが明確である場合には、指定の検討会の意見を踏まえ、複数整備することも可能とする。また、がん診療連携拠点病院の無いがん医療圏に当該都道府県のがん診療連携拠点病院との連携を前提にグループとして指定(以下「グループ指定」という。)した、地域がん診療病院を1カ所整備できるものとする。

方針案

- 仮に、がん医療圏の再編に伴い、指定に当たっての条件を満たさなくなるとしても、当該拠点病院等の診療機能等に変化はなく、直ちに地域のがん診療に影響を与えるものではないと考えられる。
- 拠点病院等の指定の空白期間を生まないようにする観点から、拠点病院等の指定期間中にがん医療圏の再編が行われた場合には、従前の指定が有効に継続されるものとし、当該再編後に初めて提出される現況報告書に基づき、再編後のがん医療圏に基づく指定を受ける必要があることとしてはどうか。

1. がん診療連携拠点病院等の制度について
2. 指定に係る手続きと考え方（案）について
3. 個別医療機関の指定について（案）
 - ✓ 新規指定について
 - ✓ 指定類型変更について
 - ✓ （特例型）の指定更新について
 - ✓ （特例型）への指定類型見直しについて
 - ✓ その他個別審議を要する医療機関について
 - ✓ 拠点病院等の移転について
4. がん医療圏の再編について
5. 参考資料

略語

検討会資料等の一部において、整備指針にのっとり以下の略語を使用している。

略語	正式名
地域拠点病院	地域がん診療連携拠点病院
都道府県拠点病院	都道府県がん診療連携拠点病院
特定領域拠点病院	特定領域がん診療連携拠点病院
国立がん研究センター	国立研究開発法人国立がん研究センター
指定の検討会	がん診療連携病院等の指定に関する検討会
拠点病院等	地域がん診療連携拠点病院、都道府県がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院（各類型の特例型を含む）
がん診療連携拠点病院	地域がん診療連携拠点病院、都道府県がん診療連携拠点病院
都道府県協議会	都道府県がん診療連携協議会
国協議会	都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会
拠点病院等（特例型）	各拠点病院等の特例型

令和4年8月1日付け厚生労働省健康局長通知「がん診療連携拠点病院等の整備について」より抜粋

※特例型としての指定を受けていない拠点病院等を、本検討会資料では「一般型」と表記している。

要件未充足がある場合の対応

〈要件未充足がある場合の対応フロー〉

STEP①：現況報告書等にて充足状況を確認

充足状況に疑義がある

STEP②：文書等による充足状況の確認

文書等による確認で要件未充足等が明確に認められる

STEP③：指定の検討会にて報告

要件未充足

単なる要件未充足ではなく、速やかに改善を求めることが妥当なもの

勧告：期間は1年以内で内容に応じ

要件を充足した場合

指定類型の見直し(特例型)：1年

一般型に復帰

1年経過後も要件未充足が継続している場合(※)、医療安全上の重大な疑義、意図的な虚偽申告等

指定取り消し

対応	詳細
勧告	<ul style="list-style-type: none"> 単なる要件未充足ではなく、速やかに改善を求める必要があることから特例型として1年の期間を置くべきでなく、一方で、即座に指定取り消しとすることが相応しくない場合。 期間は1年以内で内容に応じ設定する。
指定類型の見直し(特例型)	<ul style="list-style-type: none"> 要件未充足が認められた場合。 期間は1年とする。
指定取り消し	<ul style="list-style-type: none"> 勧告時に指定した期間を経過したが、改善されない場合。 指定の検討会で指定類型を見直され、1年経過後も要件未充足が継続している場合。 医療安全上の重大な疑義、意図的な虚偽申告等。

医療安全上の重大な疑義、意図的な虚偽申告等

指定取り消し

勧告時に指定した期間を経過したが改善されない

指定取り消し

※ Aの要件を未充足で特例型の指定を受け、その後Aは充足したが、今度はBの要件が未充足で指定の検討会を迎えた場合は、未充足が継続したものと判断し、指定取り消しとする。

特例型に関する要件

I がん診療連携拠点病院等の指定について

6 厚生労働大臣は、拠点病院等のうち、指定期間中に指定要件を欠くなどの事態が発生した医療機関については、指定の検討会の意見を踏まえ、拠点病院等（特例型）として、指定の類型を定めることができるものとする。

VII 既指定病院の取扱い、指定・指定の更新の推薦手続等、指針の見直し及び施行期日について

3 指定の有効期間内における手続きについて

（4）指定の有効期間内において、拠点病院等が、指定要件を満たしていないこと等が確認された場合、厚生労働大臣は、指定の検討会の意見を踏まえ、当該拠点病院等に対し、以下の対応を行うことができる。その際、当該拠点病院等は、都道府県を通じて意見書を提出することができる。

① 指定類型の見直し

指定要件を満たしていないことが確認された場合、1年の期間を定めて拠点病院等（特例型）の指定を行うことができる。その期間起算日は、指定の検討会において決定する。

② 勧告（中略）

③ 指定の取り消し（中略）

（5）拠点病院等（特例型）の指定を受けた拠点病院等が、1年以内に全ての指定要件を充足することができなかつた場合、厚生労働大臣は、指定の検討会の意見を踏まえ、当該拠点病院等（特例型）に対し、指定の更新を行わないことができる。その際、当該拠点病院等（特例型）は、都道府県を通じて意見書を提出することができる。

（6）（中略）

（7）拠点病院等（特例型）の指定の類型の定めは、1年以内に指定要件の充足条件が改善された場合に、指定の検討会の意見を踏まえ、見直すことができるものとする。

(参考) 要件充足の判断のための整理① 診療実績について

Ⅱ 3 診療実績

(1) ①または②を概ね満たすこと。なお、同一がん医療圏に複数の地域拠点病院を指定する場合は、①の項目を全て満たすこと。

① 以下の項目をそれぞれ満たすこと。

ア 院内がん登録数(入院、外来は問わない自施設初回治療分)年間500件以上

イ 悪性腫瘍の手術件数 年間400件以上

ウ がんに係る薬物療法のべ患者数 年間1,000人以上

エ 放射線治療のべ患者数 年間200人以上

オ 緩和ケアチームの新規介入患者数 年間50人以上

② 当該がん医療圏に居住するがん患者のうち、2割程度について診療実績があること。

令和4年8月1日付け厚生労働省健康局長通知「がん診療連携拠点病院等の整備について」より抜粋

方針

- 「診療実績」の必須要件の事務局整理にあたっては、昨年度同様に以下のように取り扱う。
 - 「①を概ね満たすこと」について、「アからオのそれぞれの9割以上であること」と定義する。
 - 「②を概ね満たすこと」について、当該がん医療圏に居住するがん患者のうち、「18%以上の診療実績があること」と定義する。
 - 放射線治療実績について、放射線治療機器の入替に伴う一時的な患者数の減少による未充足は許容する。
 - 新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な患者数の減少による未充足は許容する。

(参考) 要件充足の判断のための整理②

第三者評価について

Ⅱ 地域がん診療連携拠点病院の指定要件について

7 医療の質の改善の取組及び安全管理

(3) 日本医療機能評価機構の審査等の第三者による評価を受けていること。

VII 既指定病院の取扱い、指定・指定の更新の推薦手続等、指針の見直し及び施行期日について

1 既に拠点病院等の指定を受けている医療機関の取扱いについて

(3) 指定の更新にあたっては、既指定病院のうち、令和4年の推薦時点で、Ⅱの7の(3)の「日本医療機能評価機構の審査等の第三者による評価を受けていること」の要件を満たしていない地域拠点病院、都道府県拠点病院、特定領域拠点病院については、令和5年4月からの2年間に限り指定の更新を行うものとする。

令和4年8月1日付け厚生労働省健康局長通知「がん診療連携拠点病院等の整備について」より抜粋

方針

- 当該要件の充足には令和5年4月1日から2年間の猶予を整備指針で設けており、当該要件を満たしていない医療機関は、昨年度と同様に以下のように取り扱う。
 - 今年度の検討会では「未充足要件」としては扱わず、指定期間を1年間として指定更新する。
 - 引き続き充足状況をフォローアップし、令和6年度に開催する検討会においては、原則として当該要件が未充足の場合は、「未充足要件」として扱う。

(参考) 要件充足の判断のための整理③

グループ指定に係る要件について

VI 地域がん診療病院の指定要件について

2 診療体制

(1) 診療機能

① 集学的治療等の提供体制及び標準的治療等の提供

ア 我が国に多いがんを中心として、グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院と連携して集学的治療等を提供する体制を有するとともに、標準的治療等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。

イ 確実な連携体制を確保するため、グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院と定期的な合同のカンファレンスを開催すること。

エ 診療機能確保のための支援等に関し、グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院との人材交流計画を策定・実行すること。特に、集学的治療等を提供することが困難な場合における専門的な知識及び技能を有する医師等の定期的な派遣の依頼、専門外来の設置等に努めること。

② 手術療法、放射線療法、薬物療法の提供体制の特記事項 集学的治療等を適切に提供できる体制を整備する上で、適宜グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院との連携により特に以下に対応すること。

ア 我が国に多いがんに対する手術のうち、提供が困難であるものについてはグループ指定を受けるがん診療連携拠点病院との連携により提供できる体制を整備すること。

イ グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院と連携することにより術中迅速病理診断を提供できる体制を整備すること。なお、当該体制は遠隔病理診断でも可とする。

ク グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院との連携により、薬物療法のレジメンを審査するとともに、標準的な薬物療法を提供できる体制を整備すること。

(3) その他の環境整備等 必要に応じグループ指定を受けるがん診療連携拠点病院と連携する等により、IIの2の(3)に定める要件を満たすこと。

4 人材育成等 必要に応じグループ指定を受けるがん診療連携拠点病院と連携する等により、IIの4に定める要件を満たすこと。

5 相談支援及び情報の収集提供 (1) がん相談支援センター がん相談支援センターを設置し、①、②の体制を確保した上で、グループ指定のがん診療連携拠点病院との連携と役割分担によりIIの5の(1)の③から⑧に規定する相談支援業務を行うこと。

令和4年8月1日付け厚生労働省健康局長通知「がん診療連携拠点病院等の整備について」より抜粋

方針

- 当該要件は地域がん診療病院として指定されていることを前提とした要件であるため、当該要件を検討会時点で充足していなくても、地域がん診療病院への新規指定および地域がん診療病院への類型変更の推薦を受けている場合に限り、昨年度と同様に以下のように取り扱う。
 - 当該要件は「未充足要件」として扱わない。地域がん診療病院に指定された場合は速やかに充足することを求める。